

平成8年11月21日

損害保険料率算定会
業務第二部企画課御中

協同組合日本接骨師会
登山 勲

傷害保険「整復師医療」対策ポイントの要望

傷害保険・通院保険金取り扱いに関する問題は医師受診対整復師に対する差別支給です。したがって、対策のポイントは、この两者に対する差別扱いを当然とする関係者の意識・認識を改めるものとするににあります。具体的には次のような対策が大事です。よろしく御取り計らいのほどお願い申し上げます。

1. 整復師受診に対して通院保険取り扱い対象となる旨の表記。
2. 通院保険金支払いにあたり、整復師受診を医師受診の何割とする意識の是正。この考え方は逆説的には、医師受診の10割で、整復師受診の場合はその何割という意識の基になっています。
3. 今回、上記の改正を図るとともに、このことについて具体的に関係者の意識改善を求める「勉強会」を行い、全員の周知徹底を図る。